第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第３３１９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜401―２―202
破産者　冨森　敬子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３２０号
東京都千代田区内神田１丁目５番９号
破産者　新栄通信工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３２１号
神奈川県川崎市幸区南幸町３丁目21―12
破産者　畑福　　弘
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３０号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目19―１―205
破産者　木村　一昭
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３１号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目19―１―205
破産者　木村カヅミ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５３号
茨城県龍ケ崎市川崎町57番地
破産者　有限会社江戸
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３８２号
東京都大田区大森西５丁目28番13号
破産者　有限会社二ツ屋工芸
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３８３号
埼玉県草加市住吉２丁目11―６―１
破産者　酒井　昭光
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３８４号
埼玉県草加市住吉２丁目11―６―１
破産者　酒井　寿子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４４４号
茨城県結城市結城7606番地９
破産者　株式会社あみちフーズ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４４５号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目11―１―２―101
破産者　西奥　亮平
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５３号
東京都港区新橋３丁目21番７号
破産者　有限会社ユタカ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５４号
東京都大田区西蒲田７丁目42―７―401
破産者　豊田　　聡
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５７号
東京都文京区小石川３丁目４番４号
破産者　株式会社アートリーフ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５８号
東京都文京区小石川３丁目４―４
破産者　青木葉　伸
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５９号
東京都文京区小石川３丁目４―４
破産者　青木葉初実
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４８１号
東京都世田谷区北烏山７丁目13番14号
破産者　株式会社祥工社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４８２号
東京都府中市新町１丁目63―10
破産者　鴨島　　仁
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５０６号
神奈川県横浜市港南区芹が谷４丁目18―14
破産者　中村　洋嗣
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５７９号
東京都江東区亀戸７丁目37番15―1402号
破産者　株式会社Ｃ・Ｓ・Ｄ企画
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９６号
神奈川県綾瀬市小園906番地
破産者　小園工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６０６号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目17番８号
破産者　有限会社ハピネックス
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部